

各管区警察局長
各都道府県警察の長 殿
各方面本部長

警察庁丙暴暴一発第16号
平成4年11月10日
警察庁暴力団対策部長

暴力団員の社会復帰対策について

暴力団員の組織から離脱を促進し、その社会復帰を援助するための施策（以下「暴力団員の社会復帰対策」という。）は、暴力団総合対策の重要な柱の一つであるが、暴力団員の社会復帰対策について、当面の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにするとともに、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）においてもこれを踏まえた事業運営が行われるよう必要な配慮を加えられたい。

記

1 離脱促進

(1) 相談活動

① 警察の相談活動

警察は、離脱相談電話等の設置等、暴力団離脱希望者の相談に対応する体制の充実に努めるものとする。

② センターの相談活動

センターは、警察と協力し、暴力追放相談委員による離脱相談活動の充実に努める等、暴力団離脱希望者を助ける活動の充実に努めるものとする。

(2) 検挙被疑者等に対する説得等

警察は、暴力団員の事件検挙被疑者等に対し、離脱の説得を行うよう努め、その離脱促進を図るものとする。

2 脱退妨害の防止及び離脱確認

警察は、暴力団離脱希望者の組織からの離脱に際し、組長への警告、暴力団対策法に基づく脱退妨害の中止命令等、脱退妨害行為を防止するため必要な措置を採るとともに、暴力団離脱希望者が真に組織から離脱したか否かを確認するものとする。

3 雇用機会の確保

暴力団から離脱したものが再び暴力団に加入するような事態を防止するためには、離脱者を正業に就かせることが重要であることから、職業安定機関等の関係行政機関及び事業者団体等の関係団体の協力を得て、雇用機会確保事業（暴力団離脱者に対し安定した雇用の場を確保するための事業をいう。）を行うものとする。

4 就業後等における援助

警察及びセンターは、暴力団離脱者の社会復帰に際して予想される様々な困難に対処するため、その就業後等においても、必要に応じて定期的な連絡、助言指導等の援助措置を採るものとする。

5 保護対策

警察は、暴力団離脱者についてのみならず、暴力団離脱者の就業先企業についても、保護対策を徹底するものとする。

6 関係機関との連携

警察及びセンターは、上記1から4の暴力団員の社会復帰対策における各種施策の実施に際しては、他の都道府県の警察及びセンター並びに関係行政機関と必要な連絡を取り合うものとする。

7 広報啓発

(1) 一般市民、企業等に対する広報啓発活動

警察及びセンターは、暴力団員の社会復帰対策の重要性について広く一般市民、企業等の理解を深めるための広報啓発活動を行い、暴力団員の社会復帰対策に広く各界各層の協力が得られることとなるように努めるものとする。

(2) 暴力団離脱希望者に係る相談活動、雇用機会確保事業等についての広報啓発活動

警察及びセンターは、暴力団員の組織離脱を促進するため、警察及びセンターの行う暴力団離脱希望者に係る相談活動、雇用機会確保事業等について広報啓発活動を行うものとする。